

## 【制度に関する質問】

Q1：ストレスチェックは全従業員が実施しないといけないのでしょうか？

A1：平成 27 年の労働安全衛生法の改正で、常時使用する従業員が 50 名以上の事業所においては、ストレスチェック実施が義務化されました。また 50 名未満の事業所では努力義務となりますので、実施の体制を整えておきましょう。従業員はストレスチェックの受検を拒否する権利があります。会社側が強制的に実施させることはできませんが、受検を促す勧奨は可能です。

Q2：どのくらいの頻度で実施すればよいでしょうか。

A2：制度では年に 1 回以上の実施が求められます。メンタルヘルス活動の一環として年間計画にストレスチェックを盛り込むことをお勧めします。

Q3：集団集計は必須でしょうか？

A3：制度の中では集団集計は努力義務となっております。職場の状態を把握したい、職場環境改善に結びつけたいとの見通しがあれば、是非実施することをお勧めします。

Q4：個人結果について、会社は知ることができますか？

A4：ストレスチェックの個人結果は守秘義務の対象となり、あらかじめ規定に定めた範囲を超えて、会社に知られることはありません。具体的な範囲は、会社で定める体制によって異なりますので、実施前に当財団にご相談いただければ幸いです。

Q5：個人結果配布後の対応の流れについて教えてください。

A5：実施者が結果を確認し、ストレスの高い人の中から面接指導対象者を選定します。面接指導対象者から面接の申し出があった場合、規定に定めた医師が面接指導を実施する必要があります。また面接指導を実施後は、その結果を面接指導医と会社が共有し、必要であれば職場の改善活動の実施が求められます。

⇒ 詳細は、厚生労働省のマニュアルをご覧ください。

## 【実施サービスに関する質問】

Q1：まだ実施体制が整っていませんが、依頼できますか？会社はどんな準備をすれば良いでしょうか？

A1：まずは実施規定を作成し、それに基づいて実施体制を整えることが必要となります。規定作成のアドバイスや、面談実施のサポート、集団集計結果のフィードバックと活用等もお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

Q2：産業医がストレスチェックの実施者を引き受けてくれません。面談指導もどこにお願いしようか、困っています。

A2：ストレスチェックの実施者も、面談指導の窓口も当財団でお引き受けできます。まずはご相談ください。

Q3：実施のスケジュールはどの程度見ていけば良いでしょうか？

A3：企業規模や実施時期によって準備時間は変わりますが、通常は実施対象者名簿を頂き、3週間程で調査票を納品いたします。調査票を回収後は、こちらでお預かりし1ヶ月後に個人結果、集団結果を納品させていただきます。

詳細な実施スケジュールは、その都度打ち合せさせていただければと思います。

Q4：集団集計の集計単位をどのように分ければ良いか、悩んでいる。

A4：まずは貴社の中で、どのような状況を把握し、改善につなげていきたいのかをお聞かせください。これまでの実績の中から、対応事例や効果などの情報提供させていただき、一緒に集団分類を打ち合せさせていただきます。

Q5：調査票や個人結果に同封してほしい文書があるのですが、お願いできますか？

A5：調査票に実施案内文書を同封したり、個人結果に相談窓口の案内文書を同封したりなど、文書データをご準備いただければ、こちらで各封筒に同封し納品させていただきます。

Q6：外国語には対応していますか？

A6：調査票と個人結果につきましては、一部の外国語に対応しております。詳細はお問い合わせください。

Q7：ストレスが高い人へのフォローについて、何か対策はありますか？

A7：ストレスチェック後の相談を阻害する要因として、“会社に自分の状況が知られるかもしれない不安”“相談が自分の不利益につながる不安”などが挙げられます。弊社では、面接指導という対応の他に、会社を通さず直接相談できるカウンセリング・サービスの実施もご提案しております。

Q8：ストレスチェックの結果はどのように活用すれば良いですか？

A8：ストレスチェックで得られた集団集計結果などは、職場のメンタルヘルス対策を進めていく上で、非常に有益なデータとなります。結果を元に、メンタルヘルス対策の充実を測り、職場のこころの健康の保持・増進につなげていただくことが理想です。私達もできる限りサポートさせていただきますので、ぜひ一度ご相談ください。

Q9：ストレスチェックは社内で実施しているのですが、面談だけでもお願いできますか？

A9：当財団はストレスチェックだけでなく、カウンセリングや研修サービスなどを主な業務としております。当財団以外で実施したストレスチェックについても、活用の支援をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

もう少し詳しく知りたい方は、下記相談窓口へご連絡ください。

お問い合わせ

公益財団法人メディックス・ハートサポート

〒730-0051 広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 701

(082)248-4124

E - mail:[info@medix.or.jp](mailto:info@medix.or.jp)